

大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災資機材を購入し、及び修繕する自主防災組織に対する補助金の交付について、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災組織の行う防災資機材整備事業とする。ただし、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が1万円に満たないものを除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1に掲げる防災資機材の購入及び別表第2に掲げる防災資機材の修繕に要する経費とする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助率は2分の1とし、補助金の限度額は1の年度につき15万円とする。
2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助金の限度額は30万円とする。この場合において、当該補助金の交付を受けた自主防災組織については、30万円から当該年度に交付を受けた補助金額を差し引いた額を翌年度の補助金の限度額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、申請の取下げをする場合、市長に大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請取下書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第7条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、通知を受けた後において、補助事業の内容等第6条の申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付額を決定し、大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の対象となった防災資機材の用途の状況について、報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

防災資機材の購入	
項目	対象資機材
消火用資機材	小型可搬式動力ポンプ、消火栓器具（一式）、消火器、防火衣（半纏を除く）
救出・障害物除去用資機材	スコップ、つるはし、掛矢、バール、のこぎり、ボルトクリッパー、リヤカー、ハイジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、救命ボート、救命胴衣、救命ロープ
救護用資機材	救急医療セット、担架
情報伝達用資機材	トランジスターラジオ、ハンドマイク
避難用資機材	発電機、投光器、トラロープ、ヘルメット、誘導旗、ライト、コードリール、ガスランプ、簡易トイレ、毛布
給食・給水用資機材	備蓄用食糧、炊飯装置、給水用水槽、給水用ポリ袋、ろ過機、ポリ容器
その他	防災倉庫、除雪機、テント、腕章、防雨シート、燃料携行缶、防水シート、その他市長が特に必要とみとめたもの

別表第2（第4条関係）

防災資機材の修繕	
対象資機材	防災倉庫その他市長が特に必要とみとめたもの